

家電リサイクル法ルート以外の処理ルートに おける廃家電の処理について

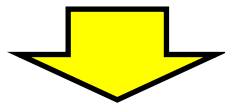
平成26年3月6日

廃家電の不適正処理への対応等について

これまでの合同会合において、家電リサイクル法の下で製造業者等により処理される廃家電以外の廃家電の処理状況についてより明らかにした上で、廃家電の不適正処理への対応（廃棄物回収業者への対策、水際対策を含む。）を強化すべきとの点について、各委員から多くの意見等があった。

主な意見

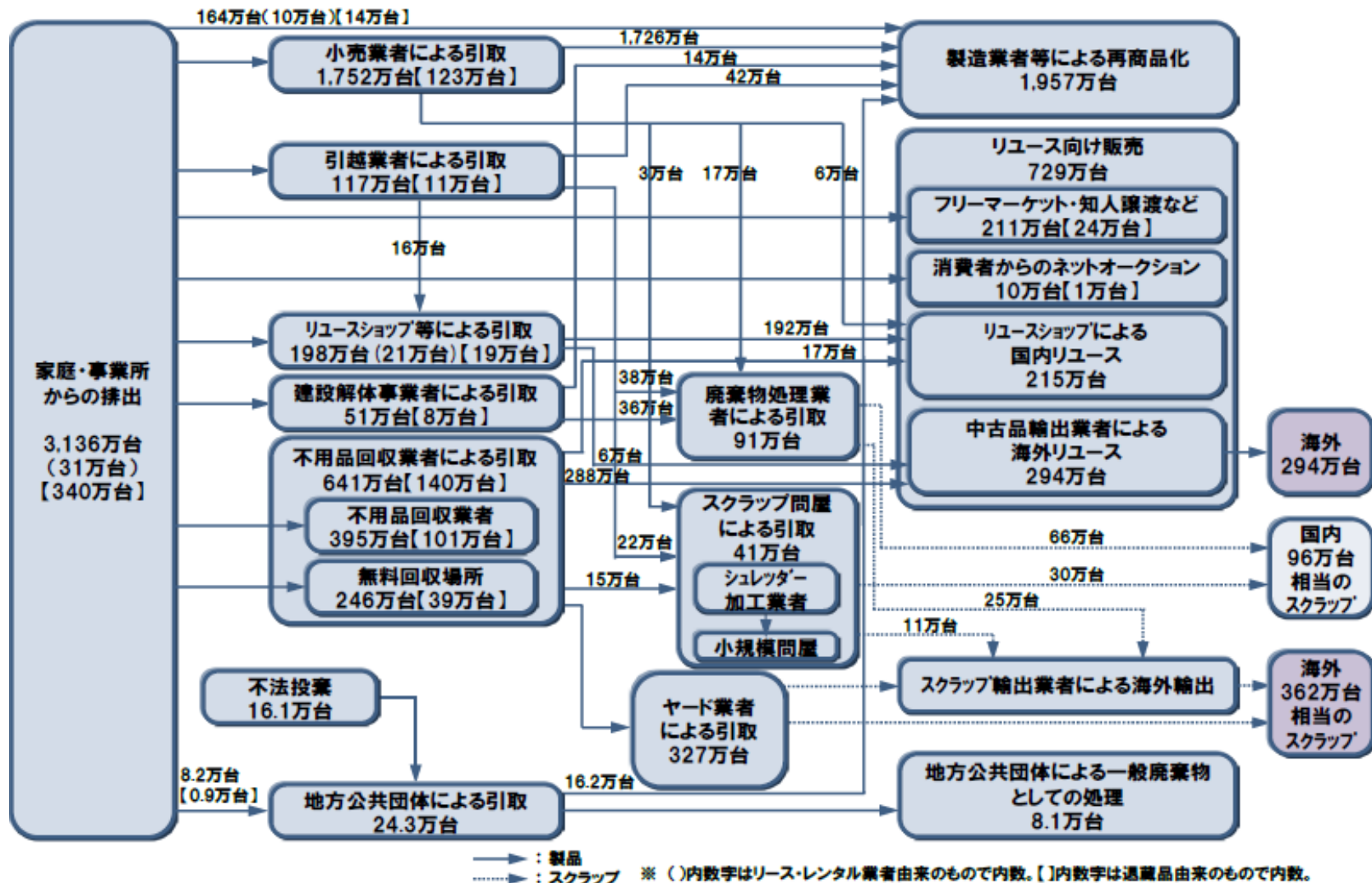
- ・家電リサイクル法最大の問題は、どこに行っているか分からないものが膨大にあること。
 - ・家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理状況、処理台数等、フロン以外も全体を明らかにすべき。
 - ・そもそも見えないルートに流れないようにするには、出口サイドの取締りとともに入口サイドのアプローチが必要。
 - ・不用品回収業者についての取締りをきっちりやってほしい。正直者が馬鹿を見る状況になってしまっている。
 - ・自治体は、不適正処理に対して色々な形での取組を行っており、全国の取組を調査してもらい、ベストプラクティスとして紹介してもらおうとよいのではないか。
 - ・不法投棄・不適正処理への対応は、できるだけ回収率をアップして見えないフローを減らすことが大事ではないか
 - ・小売業者による引取・引渡義務の遵守について、小売店の販売量に対する回収量をよく分析するべきではないか。
- 等



家電リサイクル法ルート以外の処理ルートにおける適正処理の観点からの課題を整理するとともに、関連する調査結果を今後の合同会合において報告し、対策の強化の議論につなげる。

家電リサイクル法ルート以外の処理ルート

使用済家電のフロー推計(平成23年度)第21回合同会合資料より抜粋



許可を受けた廃棄物処理業者（中間処理業者） による処理の状況について

廃家電の再生・処分に係る規制①

廃家電の処分については、廃棄物処理法に基づき定められている廃棄物処理基準で規制されており、当該基準の遵守により、廃棄物の減容及び再生資源の十分な利用とともに、有害物質の適正処理を確保することとしている。

製造業者等以外の者による廃家電の処分についても、製造業者等と同等のリサイクルの水準を達成すべきこととしている。

廃棄物処理法における廃家電の処理基準の主な内容

- 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法(平成11年6月厚生省告示第148号)
 - 一 特定家庭用廃棄物から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチックを使用する部品を分離し鉄等を回収する方法、又は同程度以上の量の鉄等を回収する方法
 - 二 ブラウン管式テレビに含まれるガラスについて、前面部及び側面部に分割しカレットにすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法、又は同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法
 - 三 テレビのプリント配線板のうち、変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの、及びこれと一体として設置されている部品について、分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法、又は同程度以上の量の金属を回収する方法
 - 四 液晶式テレビは、次のイ又はロに掲げる方法
 - イ 蛍光管のうち水銀等を含むものについて次のとおり
 - (1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生じる汚泥、又はばいじんについても(2)(3)のいずれかの方法により処理する方法

廃家電の再生・処分に係る規制②

廃棄物処理法における廃家電の処理基準の主な内容

- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - (3) ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
 - ロ 液晶パネルのうち砒素等を含むものについて次のとおり
 - (1) 熔融設備を用いて熔融した上で固化するとともに、熔融に伴って生じる汚泥、又はばいじんについても(3)(4)のいずれかの方法により処理する方法
 - (2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするるとともに、焼成に伴って生ずる汚泥、又はばいじんについても(3)(4)のいずれかの方法により処理する方法
 - (3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - (4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、溶出液中の砒素等を沈殿させ、生じる汚泥について砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法
- 五 エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に含まれる特定物質等(CFC、HCFC(いわゆるフロン類)、HFC(いわゆる代替フロン類))のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法
- 六 冷蔵庫・冷凍庫の断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のイ、ロ又はハに掲げる方法
- イ 断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法
 - ロ 断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法
 - ハ 断熱材を焼却することにより断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法

廃棄物処理業者による廃家電の取扱状況

- 産業廃棄物処分業の許可権限のある都道府県及び政令市に対して調査を行い、廃家電を処分している産業廃棄物処分業者を把握。
- 都道府県及び政令市への調査で把握した13社に対してアンケート調査を実施。

主な調査結果

・アンケート調査回答事業者数

都道府県及び政令市に対する調査	112自治体
都道府県及び政令市への調査で把握した事業者へのアンケート	13社/13社

・廃棄物処理業者における廃家電の取扱業者数と年間引取台数(平成24年度)

品目	取扱業者数	年間引取台数
エアコン	11(85%)	109,517 台
ブラウン管式テレビ	9(69%)	14,469 台
液晶・プラズマ式テレビ	5(38%)	38 台
冷蔵庫・冷凍庫	7(54%)	5,172 台
洗濯機・衣類乾燥機	11(85%)	7,641 台
合計	13 (100%)	136,837 台

※()は廃家電の処理を実施している廃棄物処理業者全13社に占める割合

※年間引取台数はアンケートにおいて廃家電の取扱いがあると回答した事業者の引取台数の合計

廃棄物処理業者による廃家電のリサイクルの状況

- 廃棄物処理業者で取り扱う廃家電の平均的なリサイクル率(再商品化率)については、全品目とも約70%以上となっている。
- 鉄・非鉄金属くずに加え、プラスチック等についても分離・回収されているケースが多い。

主な調査結果

・平均的なリサイクル率(再商品化率)と素材ごとに回収している事業者数

品目名	平均リサイクル率	主な算定方法	素材ごとに回収している事業者数
エアコン ※回答事業者数:11社	約84%	A: 5社 B: 2社 C: 4社	プラスチック 8社 鉄 11社 非鉄金属くず 11社 部品(コンプレッサー) 6社 部品(熱交換機) 5社 部品(配線コード) 6社 部品(基板) 6社 モーター 6社 その他 1社
ブラウン管式テレビ ※回答事業者数:9社	約73%	A: 5社 B: 1社 C: 3社	プラスチック 8社 鉄 9社 ガラス 8社 非鉄金属くず 9社 部品(配線コード) 7社 部品(基板) 6社 その他 1社

品目名	平均リサイクル率	主な算定方法	素材ごとに回収している事業者数
液晶・プラズマ式テレビ ※回答事業者数:5社	約78%	A: 1社 B: 1社 C: 3社	プラスチック 5社 鉄 5社 液晶パネル 5社 プラズマパネル 4社 非鉄金属くず 5社 部品(配線コード) 4社 部品(基板) 3社 その他 0社
冷蔵庫・冷凍庫 ※回答事業者数:7社	約68%	A: 5社 B: 1社 C: 1社	プラスチック 5社 鉄 7社 非鉄金属くず 7社 ウレタン 7社 部品(コンプレッサー) 4社 部品(配線コード) 2社 部品(基板) 2社 その他 0社
洗濯機・衣類乾燥機 ※回答事業者数:11社	約79%	A: 6社 B: 3社 C: 2社	プラスチック 7社 鉄 10社 非鉄金属くず 10社 部品(モーター) 7社 部品(配線コード) 5社 部品(基板) 5社 その他 1社

※平均リサイクル率の主な算定方法

- A: 代表的な廃家電を対象としてリサイクル率を算定する方法
- B: 一定期間においてリサイクル率を算定する方法
- C: その他(残渣として廃棄される量よりリサイクル率を算定等)

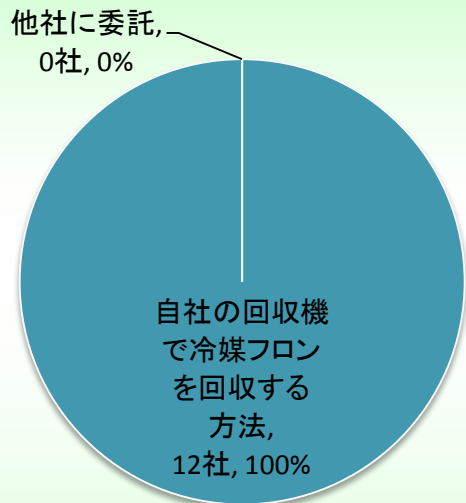
※素材ごとに回収している事業者数は複数回答

廃棄物処理業者による冷媒フロン及び断熱材フロンの回収・破壊状況

- 冷媒フロンについては、自社の回収機で冷媒フロン類を回収している。
- 回収したフロンについては、他社に委託し、破壊処理されているケースが多い。
- 断熱材フロンについては、直接焼却方式を採用している事業者の割合が大きい。

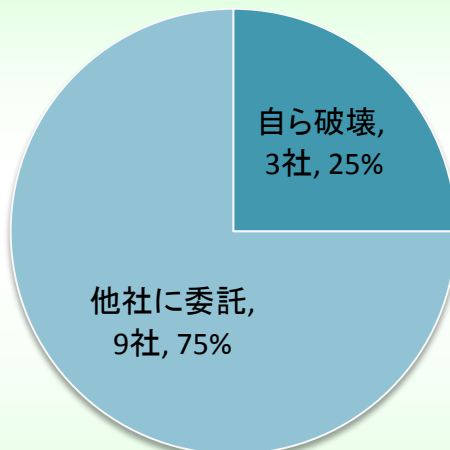
主な調査結果

冷媒フロン類の回収状況



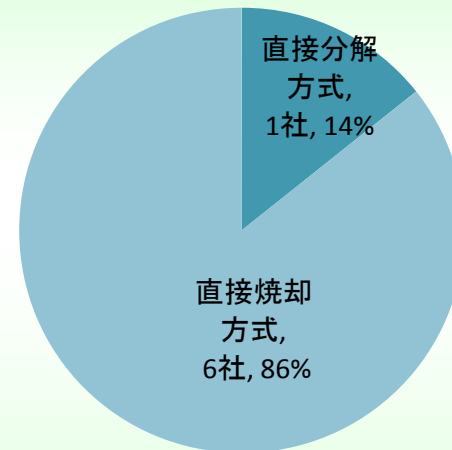
※有効回答12社/12社

回収した冷媒フロンの破壊状況



※有効回答12社/12社

冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン類の回収・破壊状況



※有効回答7社/7社

・冷媒フロンの回収量

冷媒フロンを回収している産業廃棄物処分業者の1社当たりの年間回収量: 約1.3t(最小3kg~最大7.3t)

廃家電の不適正処理対策について

廃棄物該当性の判断基準について

○廃棄物処理法に定義する「廃棄物」の該当性の判断基準については、平成11年最高裁決定を踏まえ、「行政処分の指針について」(環境省通知)により示している。

廃棄物の定義

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとして、平成11年03月10日に最高裁判所第二小法廷において決定がなされたところ。

「行政処分の指針について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)より

- 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。
- 物の性状とは、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 通常の見取り形態とは、製品として市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無とは、占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

- 使用済家電製品については、平成24年3月19日付け環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(3.19通知)を発出し、廃棄物該当性の判断基準を可能な範囲で明確化した。
- 環境省から自治体に対して、本通知に基づく運用の徹底を指導しているほか、環境省自身も廃棄物の輸出入の場面での地方環境事務所・税関の協力を得つつ本通知に基づく運用を徹底している。

通知の主な内容

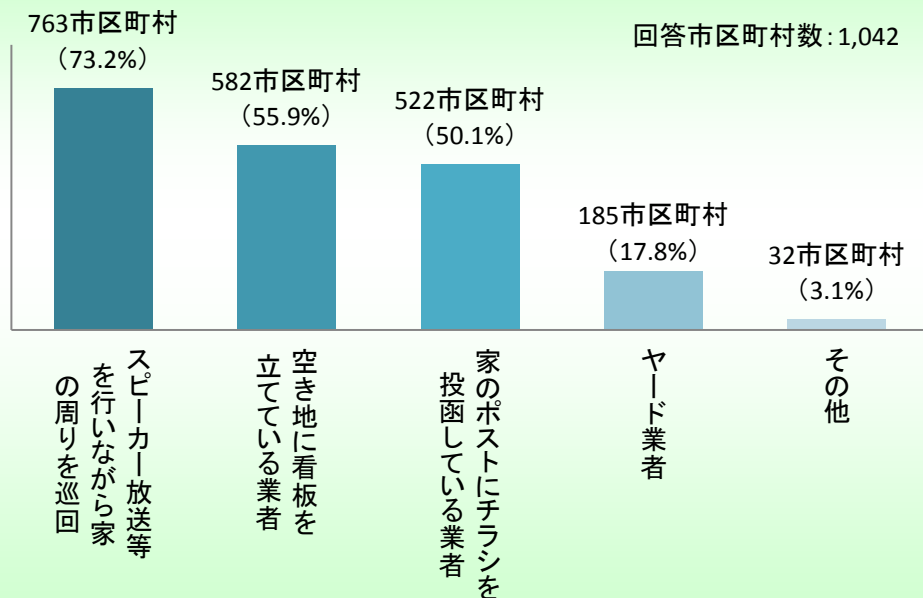
- ・ 使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には…(中略)…一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ・ 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
- ・ これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
 - (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産構審・中環審合同会合、平成20年9月)のガイドラインA(※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
 - (2)…(前略)…収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

市区町村における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策等

- 無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者が存在すると回答した市区町村に対して、当該業者の形態を調査したところ、下表のとおりであった。
- 無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者が存在すると回答した1,042の市区町村に対して、当該業者対策を調査したところ、「パトロールを行っている」が30%(310市区町村)、「ホームページや広報などで住民に注意喚起」が24%(251市区町村)、「立入検査を行っている」が23%(241市区町村)の順に多かった。

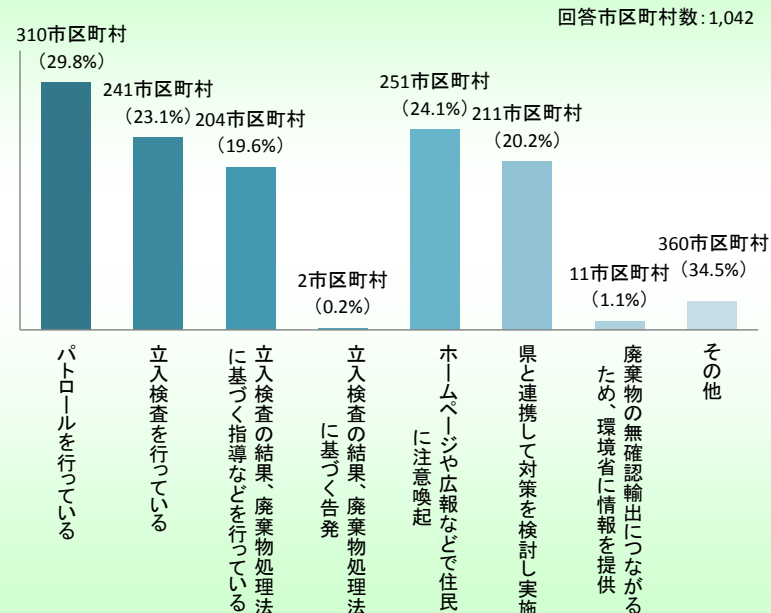
主な調査結果

・無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者の形態



※ヤード業者: 不用品回収業者等から廃家電等を引き取り、破碎、解体、積替、保管、コンテナ詰め等を、廃棄物処理法上の適切な許可無し又は同法で定める処理基準に従わず作業等を行う業者

・無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策



※その他の例: 警察との連携、電話等での指導、他の市区町村との連携、ごみ集積所の監視等

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

3.19通知を踏まえて、使用済み家電4品目の回収等は無許可で行う事業者に対し、市において以下の指導事例がある。

北九州市

市内の空き地型の回収業者に対して、再使用目的以外の回収は直ちに中止すること、再使用目的の回収品は降雨対策及び屋内保管すること、適正保管できないものは、期日まで撤去することを市の指導方針として決定。県及び県内他自治体と連携して取り組み、市の実施方針が県内統一指導方針としても承認される。すべての回収所に立入り、回収業者に指導文書(中国語の指導文書も作成)を手交し、以後定期的な立入検査を実施。24業者31カ所(平成24年5月31日時点)の回収所は、その後、2カ所増加したが、平成26年3月1日時点では、廃止16カ所、金属スクラップ専門への転換3カ所、家電4品目の取扱中止6カ所、家電4品目についてはリユース品のみ取扱い8カ所となっている。

名古屋市

市内の空き地型の回収業者及び当該業者から家電4品目を引き取るヤード業者・輸出業者に対して、指導方針を定めて立入検査を行った。廃棄物に該当する家電4品目を取り扱っている場合は、今後取り扱わないこと及び場内にある家電4品目について家電リサイクル券を使用して料金を支払い指定引取り場所へ持ち込むことを指導。さらに、必要に応じて職員が指定引取り場所へ同行し、回収業者自ら適正処理するところまで確認を行った。指導に従わない業者については繰り返し立入検査を行い、指定引取り場所への持込み完了について家電リサイクル券の控えで確認。市内の空き地型回収業者は減少しているが、指導等が不十分な近隣市町村の回収業者からの(市内ヤード業者への)持ち込みもあり、根絶が困難である。また、回収物を置いたまま逃げてしまう業者もいることから、回収をやめさせるだけでなく、回収物の処理についての対応も課題となっている。

相模原市

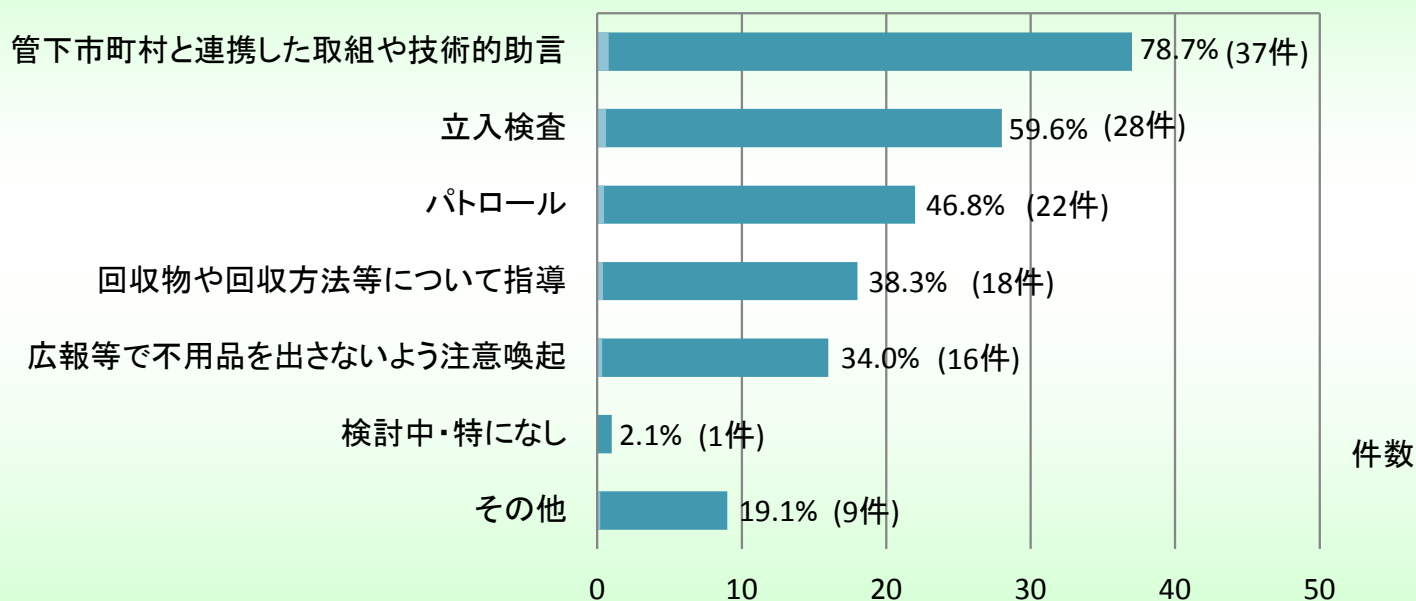
市内の回収業者への指導に加え、市のホームページにおいて、家庭から排出される廃棄物を「トラック型」「拠点型」「チラシ型」で回収する行為は一般廃棄物収集運搬業許可が必要であるが、市の廃棄物処理計画、市は許可を出しておらず、このような行為を市は認めていないため注意するよう住民に呼びかけ。さらに、無許可の廃棄物回収業者を利用しないよう、市内の自治会単位できめ細かく普及啓発を実施。

都道府県における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策

○都道府県における無許可の廃棄物回収業者対策について調査したところ、「管下市町村と連携した取組や技術的助言を行っている」が79% (37都道府県)、「立入検査を行っている」が60% (28都道府県)、「パトロールを行っている」が47% (22都道府県)の順に多かった。

主な調査結果

・無許可の廃棄物回収業者又はヤード業者に対する対策



※その他の例:警察との連携、市町村との意見交換等

都道府県における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策における 指導事例・課題

○都道府県における無許可の廃棄物回収業者対策の指導事例及び対策を行うに当たっての課題の例としては、以下が挙げられる。

対策の指導事例

- **立入検査やパトロールの実施**
県と警察との合同での立入検査やパトロールを実施して、指導等を行ったところ無許可の廃棄物回収業者の数の減少につながった。
- **管下市町村と連携した取組や技術的助言**
対策について県内で統一的な指導となるよう、県と市町村の清掃協議会で協議し検査要領等を策定。これをもとに、県、市町村が連携して合同立入検査を実施したところ、新たな回収はなくなった。
市町村を対象とした無許可の廃棄物回収業者対策に係る説明会を県が開催し、県内の先進的な取組みを行う自治体の事例発表や国通知の解説などを行い、対策の主体となる市町村への技術的助言を行っている。
- **ホームページや広報で住民に対し、無許可の廃棄物回収業者に排出しないよう注意喚起**
県環境学習ポータルサイト「環境学習ナビ」に使用済家電の排出方法を解説するページを開設したほか、情報誌、新聞広告で家電製品の適正排出を促す広告を掲載した。

対策を行うに当たっての課題例

- 3.19通知により特定家庭用機器については、ある程度の指針は示されたものの、現場では、使用済家電製品の年式や通電の有無等の確認が困難であることや、特定家庭用機器以外の家電製品については総合的に判断する必要があることは変わっていない状況であり、依然として廃棄物該当性の判断は困難。
- 古物商、金属くず商や輸出業者が無許可で廃棄物回収も行っている場合が多いことから、警察と国との連携が必要。
- 複数の都道府県にまたがって活動する業者(チラシ型回収、Web宣伝型回収の出張回収業者等)対策について、活動実態を解明し適正指導するため、国、都道府県及び市町村間の情報共有及び連携体制の構築が必要。

海外での環境汚染を防止するための 環境省の水際対策について

廃棄物輸出に関する水際対策の流れ

税関から不法輸出疑義案件の情報提供

地方環境事務所による税関検査への立会い

不法輸出の疑い有り判断した場合

業者へのヒアリングや報告徴収の実施

- 廃棄物処理法規制対象物(廃棄物)か判断
- バーゼル法規制対象物(バーゼル物)か判断

廃棄物等に該当すると判断した場合

- 悪質性等を踏まえて、行政指導、告発等の対応を決定
- 廃棄物等と判断された貨物については、法に基づく対応(国内での適正処理等)を行うよう指導



大型X線検査装置 等による検査



税関検査(ばら積みのスクラップ)



税関検査(コンテナ開披)

具体事例(廃棄物の不法輸出未遂案件)

※ 廃棄物と見られる使用済み電気・電子機器を廃棄物処理法に基づく手続きを行わずに輸出しようとした事例。その悪質性の高さから告発に至った事例である。

税関から不法輸出疑義案件の情報提供

地方環境事務所と地方自治体が合同で立入検査・指導を実施した輸出事業者から廃冷蔵庫の輸出申告があったと通報

地方環境事務所による税関検査への立会い

地方環境事務所により廃冷蔵庫45台を確認
これらは野外で保管され、特段の処理を行わずに輸出しようとされたものであった。庫内には食品ごみが残されていた。

業者へのヒアリング、報告徴収の実施

貨物の入手経路、取引状況(逆有償取引)、違法性の認識(逆有償であることを隠匿するための虚偽の供述等)を確認

廃棄物に該当と判断

- 悪質性が高いと判断し、廃棄物処理法の無確認輸出未遂として告発を実施
- 報道発表による情報公開
- 業者は有罪判決を受け、確定



税関検査への立会い

使用済み電気・電子機器の中古品判断基準の策定

- 使用済み電気・電子機器がリユース品と偽って輸出※されないよう、中古品であることの判断基準を策定。
- 中古品として使用済み電気・電子機器を輸出しようとする者は、税関の検査等において、以下の判断項目に基づく説明が求められる。
- 平成26年4月から運用開始予定。
※リユース目的である場合、バーゼル法に基づく輸出承認は不要。

中古品の判断項目

- ① 年式・外観(破損や傷・汚れ、年式等)
- ② 正常作動性(個々が正常に作動すること)
- ③ 梱包・積載状態(適切に梱包、積載及び保管状況)
- ④ 中古取引の事実関係(契約書等、取引の事実関係)
- ⑤ 中古市場(輸入国において確実にリユースされること)

小売業者の引渡義務違反について

小売業者の義務

家電リサイクル法では、小売業者に特定家庭用機器廃棄物の引取りと引渡しを義務づけている。

(引取義務)

第9条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者(以下「排出者」という。)から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(引渡し義務)

第10条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他主務省令で定める場合を除き、第17条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

<施行規則>

(引渡義務が生じない場合)

第3条 法第10条の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合
- 二 当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合

小売業者に対する立入検査

経産省及び環境省は、平成24年度に小売業者に対して立入検査を473件実施した。そのうち、250件の立入検査において、のべ480件の指導等を行った。

指導等事項	指導等件数
① 特定家庭用機器廃棄物管理票の取扱いについて	240件
② 収集・運搬の適切な委託について	37件
③ 収集・運搬料金の公表について	53件
④ 廃家電の保管について	49件
⑤ 廃家電の引渡しについて	14件
⑥ その他	87件
計	480件

指導内容

- ①管理票の記載漏れ、管理票の保管期間などについて指導
- ②特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を委託する場合には、一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者に委託することなどについて指導
- ③店舗の見えやすいところへ掲示することについて指導
- ④特定家庭用機器廃棄物の保管の適正化及び盗難防止を講ずることについてなどを指導
- ⑤製造業者等への引渡義務について指導
- ⑥使用済特定家庭用機器引取り後、速やかに指定引取場所へ引き渡すことについてなどを指導

小売業者の不適正事例

家電リサイクル法に基づき小売業者が引き取った廃家電について、リサイクル料金を受けずに、又は受けたにもかかわらず、製造業者等に引き渡していない事例が報告されている。

事例①

買換え時に排出者から依頼された廃家電の引取りについて、家電小売店から委託を受けた事業者の社員が約50台を排出者の住宅にて家電リサイクル券を発行せずにリサイクル料金を徴収し、その後、小売店の配送センターにて自家用車に積込みを行い、帰宅の際に不法投棄、又はリユースショップに転売を行っていた。

小売業者は、排出者にリサイクル料金を返金するとともに、不法投棄物の処理を行った。

事例②

排出者から引き取った廃家電208台を無許可の廃棄物処分業者に無料で引渡しを行っていたため、経産省及び環境省が指導を行った。翌年度、再度立入検査を実施したところ、再び105台の廃家電をスクラップ輸出業者に無料で引渡しを行っていた。

事例③

家電リサイクル法に基づき、廃家電の運搬について産業廃棄物収集運搬許可業者と委託契約を交わしていたが、委託業者が家電リサイクル券を発券せずに無償で廃家電をヤード業者等に引き渡していた。

改めて小売業者がその委託業者の産業廃棄物収集運搬業許可を確認したところ、当該自治体の許可を受けていなかった。